

## 令和8年度山形県生活困窮者等食料品等提供活動支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、物価高騰の影響を受けている生活困窮者等の暮らしを支えるため、県内に事務所を有する団体が、県内の生活困窮者等に対して必要な食料品を届け、その生活を支える活動（以下「フードバンク活動」という。）を行う場合において、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該フードバンク活動を行う団体に対し補助金を交付する。

### (交付の対象)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業のいずれも行う事業とし、補助金の交付の決定の日以後に、新たに取り組むもの又はそれまでの取組みの内容を拡充して取り組むものとする。

- (1) 生活困窮者等に食料品（生活用品を含む。以下同じ。）を提供する事業
- (2) 食料品の新たな寄附者を開拓する事業

### (補助金の額)

第3条 補助金の額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の左欄に定める基準額と右欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人にあっては、寄附金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

### (交付の申請)

第4条 規則第5条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第1号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（様式第1号）
- (2) 補助金支出予定額内訳書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) その他知事が必要と認める書類

2 フードバンク活動を行う団体は、前項の交付申請書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

第5条 知事は、前条第1項の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定を行い、申請を行ったフードバンク活動を行う団体（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額を減額して交付の申請がなされたものについては、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。

3 知事は、前条第2項ただし書により交付の申請がなされたものについては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額について補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金の額の増を伴う変更

(2) 別表の右欄に掲げる対象経費の合計額の20%を超える増減

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 補助金所要額変更調書（様式第1号）

(2) 補助金支出予定額内訳変更書（様式第2号）

(3) 事業変更計画書（様式第3号）

3 規則第7条第1項第1号の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を提出しなければならない。

4 規則第7条第1項第2号の規定により知事の指示を受けようとするときは、事業遂行状況報告書（様式第6号）を提出しなければならない。

(実績報告)

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、補助事業完了後30日を経過する日又は令和9年2月26日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 補助金精算書（様式第7号）

(2) 補助金支出済額内訳書（様式第8号）

(3) 事業実績書（様式第9号）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4条第2項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、

その金額が減じた額を上回る部分の金額) を消費税等仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の支払)

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、補助金の交付の決定の後に、概算払をすることがある。

2 補助事業者は、概算払を受けようとするときは、概算払請求書(様式第11号)に資金計画書(様式第12号)を添付して知事に提出しなければならない。

(帳簿の備付等)

第9条 補助事業者は、規則第21条の規定による帳簿及び証拠書類を整備し、令和9年度から5年間保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、令和8年5月20日から施行する。

別表

基準額	対象経費
50万円(フードバンク活動を専門的に実施する団体であって、個人のほか、支援団体、福祉施設等も支援対象とし、市町村の区域を超えた広域的な活動を実施しているものにあつては、100万円)	補助事業に要する補助金の交付の決定の日以後における次に掲げる経費(令和9年2月19日までに支払を完了するものに限る。) 報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、光熱水費、印刷製本費、食糧費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料